

清流猪名川ふるさと応援寄附金
協力事業者 募集要項

ふるさと納税で、自然の恵みを。

猪名川町 



ふるさと納税制度による本町へのふるさと納税促進と「猪名川町」の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、清流猪名川ふるさと応援寄附金へ寄附をされた方へ贈呈する返礼品の提供に協力していただける協力事業者を募集します。

1 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合すること。

- ① 町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービス等のいずれかを行っている法人や個人事業者
- ② 事業者（法人の場合その代表者含む）に町税の滞納がないもの
- ③ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないもの
- ④ 提供するお礼品が各種法令等に違反していないこと。
- ⑤ その他町長が必要と認める事項に合致すること。
- ⑥ 返礼品の発注及び発送確認は電子メール等で行いますので、インターネット環境を要すること

2 募集する返礼品

(1) 要件

次に掲げる要件に該当するものとする。

- ① 猪名川町の魅力を「体感できる」、「懐かしんでいただける」ものであり、観光PRといった地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること
- ② 猪名川町内で生産、製造、加工されているもの、猪名川町内の原材料を使用しているもの、猪名川町内で販売されているもののいずれかに該当していること。
- ③ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）

(2) 金額

商品代、送料、消費税、梱包料、詰め合わせに係る手数料等必要経費をすべて含んで提案するものとする。

3 協力事業者の役割

(1) 返礼品の発送

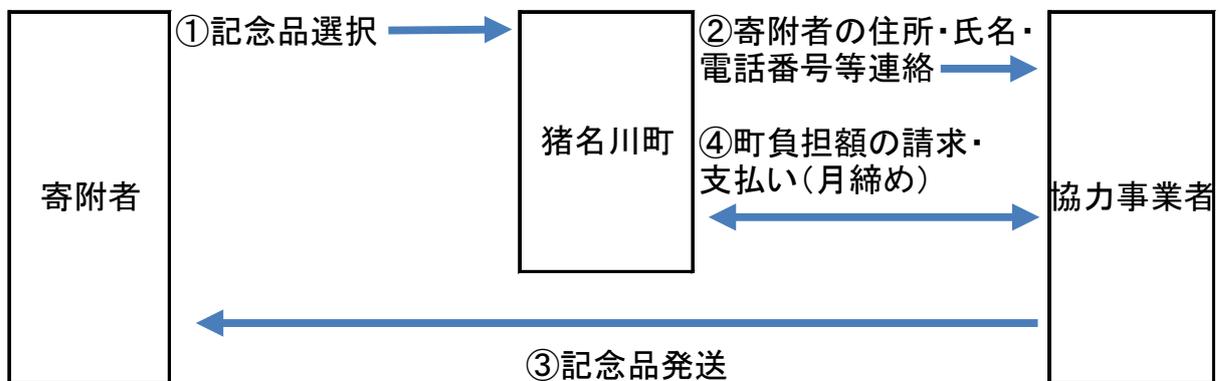
町から返礼品の発送の通知があった場合、寄附者に対して返礼品を贈呈してください。この際、送付日時調整が必要な場合は、協力事業者が当該寄附者と直接調整して頂くこととなります。また、予め町へ提出いただいた自社及び自社商品の広告物等を同封しても差し支えありません。

(2) 町への発送報告、請求

寄附者へ返礼品を発送した際は、随時、町へ発送伝票（控）の写し等によって、贈呈日時等その他必要な内容を報告してください。請求は、翌月の10日までに所定の様式で送付実績とともに提出してください。

(3) その他留意事項

- ① 返礼品の発送に係る事故、トラブル等が起きないように細心の注意をお願いします。万一、発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに町へ報告するとともに、協力事業者の責任において対応してください。
- ② 返礼品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、町は一切の責任を負いません。
- ③ 提案内容に虚偽があったとき、返礼品及び協力事業者が募集要領に定める要件を満たさなくなったとき、その他町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったときは、取扱いを中止する場合があります。
- ④ 積極的に猪名川町のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- ⑤ 協力事業者は、この事業の実施に係る事業者の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。ただし、書面により町長の承諾を得た場合は、この限りではありません。



4 協力事業者のメリット

- ① 町のふるさと応援寄附専用ホームページなどにお礼品の画像・返礼品名、事業者名などが掲載されます。また、協力事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを張ります。
- ② 町が作成するパンフレット等、ポスター等に返礼品及び事業者名を掲載します。
- ③ 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレット等を同封して頂くことで、販売促進や事業者のPRが可能です。

5 申込期間・申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに猪名川町役場企画政策課まで提出してください。申込みの受付は、随時行います。

- ① 清流猪名川ふるさと応援寄附金返礼品提案申込書（様式第1号）
- ② 返礼品の画像データ（CD-R等）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 事業者概要（任意様式：業務の体制等がわかるもの）（パンフレット等でも可）
- ⑤ 町税の納税証明書
- ⑥ 営業許可証（食料品の場合）

6 協力事業者及び返礼品の参加決定方法

申込書等に基づき、本町への寄附金に対する「返礼品」として適当と認められるか、返礼品を取り扱う協力事業者として適当か総合的に判断し選考します。返礼品として適当と認めた場合には、その旨を協力事業者へ通知し、町及び協力事業者は「清流猪名川ふるさと応援寄附金に係るふるさと宅配便の贈答に関する覚書」を締結します。

7 「返礼品」としての掲載期間

「返礼品」としての掲載期間は毎年度末までとなります。

8 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、猪名川町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、記念品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申

込み等で入手された個人情報の対象外です。

9 申込み・問合せ先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町役場 企画総務部企画政策課

TEL : 072-766-8711

FAX : 072-766-8902

e-Mail : furusato@town.inagawa.lg.jp (ふるさと納税専用アドレス)

kikaku@town.inagawa.lg.jp